

等振替業において取り扱うものとする。

(1) 有価証券市場を開設する金融商品取引所（以下単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は上場する予定の株式のうち規則で定める要件を満たすものであって、会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するものであること。

(2) 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式であって規則で定める要件を満たすものであって、会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するものであること。

(3) ～ (7) (略)

(8) 金融商品取引所に上場されている投資口又は上場する予定の投資口のうち規則で定める要件を満たすものであって、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項において準用する会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の規約の定めがある発行者が発行するものであること。

(8) の2・(8) の3 (略)

(9) 金融商品取引所に上場されている優先出資又は上場する予定の優先出資のうち規則で定める要件を満たすものであって、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項において準用する会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するものであること。

(10) ・ (11) (略)

(加入者との契約)

等振替業において取り扱うものとする。

(1) 有価証券市場を開設する金融商品取引所（以下単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は上場する予定の株式のうち規則で定める要件を満たすもの

(2) 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式であって規則で定める要件を満たすもの

(3) ～ (7) (略)

(8) 金融商品取引所に上場されている投資口又は上場する予定の投資口のうち規則で定める要件を満たすもの

(8) の2・(8) の3 (略)

(9) 金融商品取引所に上場されている優先出資又は上場する予定の優先出資のうち規則で定める要件を満たすもの

(10) ・ (11) (略)

(加入者との契約)

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(33) (略)

(33)の2 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権の行使の請求（以下この号において「新投資口予約権行使請求」という。）及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄（第271条第1項において読み替えて準用する第37条第2項第2号に規定する銘柄をいう。）に係る投資主確定日（第271条第1項において読み替えて準用する第144条に規定する投資主確定日をいう。以下この条及び第271条第1項において読み替えて準用する第111条第3項において同じ。）の2営業日前から投資主確定日までの間は当該新投資口予約権行使請求の取次ぎを行うことができないこと。

(33)の3～(42) (略)

(43) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する書面交付請求の取次ぎ請求（法第159条の2第2項（法第228条第1項及び第2項又は第235条第1項及び第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の請求をいう。以下同じ。）をすることができること。ただし、当該取次ぎ請求は、対象となる株主総会、投資主総会又は優先出資者総会に係る株主確定日、投資主確定日又は優先出資者確定日までに行うこと。

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(33) (略)

(33)の2 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権の行使の請求（以下この号において「新投資口予約権行使請求」という。）及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄（第271条第1項において読み替えて準用する第37条第2項第2号に規定する銘柄をいう。）に係る投資主確定日（第271条第1項において読み替えて準用する第144条に規定する投資主確定日をいう。以下この号及び第271条第1項において読み替えて準用する第111条第3項において同じ。）の2営業日前から投資主確定日までの間は当該新投資口予約権行使請求の取次ぎを行うことができないこと。

(33)の3～(42) (略)

(新設)

第3章 振替株式の振替等に関する取扱い

第1節～第23節 (略)

第24節 書面交付請求の取扱い

(加入者による書面交付請求の取次ぎの請求)

第172条の2 加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求の取次ぎをその直近上位機関に対して請求することができる。

(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式(当該加入者が特別株主の申出をしたものを除く。)

(2) 加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式のうち当該特別株主についてのもの

(3) 加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた振替株式のうち当該株主についてのもの

(4) 加入者が反対株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた振替株式のうち当該株主についてのもの

2 前項の請求をする加入者は、その直近上位機関である口座管理機関に対し、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日までに、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 書面交付請求の対象となる振替株式の銘柄

(2) 加入者の氏名又は名称及び住所

(3) その他規則で定める事項

第3章 振替株式の振替等に関する取扱い

第1節～第23節 (略)

(新設)

(新設)

3 機構加入者は、第1項の請求を規則で定めるところにより行わなければならない。

4 加入者から第1項の請求があった場合には、当該請求を受けた振替機関等は、次項から第8項までに掲げるところにより、発行者に対し、当該書面交付請求を取り次がなければならない。

5 第1項の請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、遅滞なく、その直近上位機関に対し、当該書面交付請求の取次ぎを委託しなければならない。

6 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

7 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の請求を受けたとき又はその直近下位機関から第5項（前項において準用する場合を含む。）の委託を受けたときは、規則で定めるところにより、規則で定める期限までに、機構に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

（1） 書面交付請求の対象となる振替株式の銘柄

（2） 書面交付請求を行う加入者の氏名又は名称及び住所

（3） その他規則で定める事項

8 機構は、機構加入者から第1項の請求を受けたとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、規則で定めるところにより、規則で定めるときに、発行者に対し、次に掲げる事項を通知する。

（1） 書面交付請求の対象となる振替株式の銘柄

（2） 書面交付請求を行う加入者の氏名又は名称及び住所

(3) その他規則で定める事項

9 第1項の請求は、前項の通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

10 加入者は、第1項の請求を行った場合であって、当該請求の撤回をするときは、その直近上位機関に対し、発行者に対する書面交付請求の撤回の取次ぎの請求をすることができる。

11 第1項から第9項までの規定は、前項の撤回の請求について準用する。

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第271条 第3章の規定(第4節、第5節、第7節、第11節、第94条第13項、第95条、第96条、第99条の2、第100条第3項、第100条の2、第12節第2款、同第3款、第16節第2款、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定を除く。)は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

数	口数
(略)	(略)
}	}
(略)	(略)
配当金	分配金
株主総会	投資主総会

2 (略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第271条 第3章の規定(第4節、第5節、第7節、第11節、第94条第13項、第95条、第96条、第99条の2、第100条第3項、第100条の2、第12節第2款、同第3款、第16節第2款、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定を除く。)は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

数	口数
(略)	(略)
}	}
(略)	(略)
配当金	分配金
(新設)	(新設)

2 (略)

(振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用)

第272条 第3章の規定（第57条第7項、第4節、第5節、第7節、第9節、第11節、第94条第13項、第96条、第99条の2、第100条第3項、第100条の2、第12節第2款、同第3款、第13節第1款の2、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。）は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

数	口数
(略)	(略)
∫	∫
(略)	(略)
担保株式届出記録簿	担保優先出資届出記録簿
株主総会	優先出資者総会

2 (略)

第272条 第3章の規定（第57条第7項、第4節、第5節、第7節、第9節、第11節、第94条第13項、第96条、第99条の2、第100条第3項、第100条の2、第12節第2款、同第3款、第13節第1款の2、第20節並びに第172条第4号及び第5号の規定並びに反対株主に係る規定を除く。）は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする

数	口数
(略)	(略)
∫	∫
(略)	(略)
担保株式届出記録簿	担保優先出資届出記録簿
(新設)	(新設)

2 (略)

2. 附則

この改正規定は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第172条の2第3項から第11項、第271条第1項及び第272条第1項の改正規定は、令和4年9月5日から施行する。

(書面交付請求の取次ぎ事項)

第237条の2 規程第172条の2第2項第3号に規定する規則で定める事項は、書面交付請求をする旨又は書面交付請求を撤回する旨の別（以下「請求又は撤回の別」という。）とする。

(新設)

2 規程第172条の2第3項により機構加入者が同条第1項の請求をする場合において、同条第2項第2号に掲げる事項の通知は、機構加入者口座に係る加入者口座コードにより行うものとする。

3 規程第172条の2第7項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第1号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード

(2) 同項第2号に掲げる事項 同号の加入者に係る加入者口座コード

4 規程第172条の2第7項第3号に規定する規則で定める事項は、請求又は撤回の別及び当該請求又は撤回の申出受付日とする。

(書面交付請求の通知期限)

第237条の3 規程第172条の2第7項に規定する規則で定める期限は、書面交付請求の対象とする銘柄の株主総会に係る株主確定日の翌営業日から起算して6営業日目の日とする。

(新設)

(発行者への通知の時期等)

第237条の4 規程第172条の2第8項の発行者に対する通知の時期は、機構が、機構加入者から同条第1項の請求又は直接口座管理機関から同条第7項の通知を受けた日の翌営業日とする。

(新設)

2 規程第172条の2第8項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第1号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード

(2) 同項第2号に掲げる事項 同号の加入者に係る株主等照会コード

3 規程第172条の2第8項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 請求又は撤回の別

(2) 申出受付日

(3) 書面交付請求を行う加入者から規程第33条第1項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次のイ及びロに掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる事項

イ 法人又は加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名

ロ 代理人の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名

(4) その他機構が定める事項

別表3

1 (略)

2 ファイル伝送

(1) (略)

(2) 出力

① (略)

② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名

別表3

1 (略)

2 ファイル伝送

(1) (略)

(2) 出力

① (略)

② 発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名

簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
書面交付請求データ	午前3時から午後8時	規程第172条の2第8項	規則第237条の4第1項に定める日に出力

③ (略)

(2) (略)

3 (略)

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
書面交付請求取次ぎデータ	午前8時30分から午後5時	規程第172条の2第3項又は第7項	規則第237条の3に定める日までに入力

② (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

③ (略)

(2) (略)

3 (略)

4 加入者情報Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

② (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
書面交付請求取 次ぎ結果データ	午前8時30分か ら午後8時	二	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
書面交付請求取 次ぎ履歴照会	午前8時30分か ら午後5時	二	二	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
② (略)				② (略)			
5 (略)				5 (略)			

2. 附 則

この改正規定は、令和4年9月1日から施行する。ただし、第237条の2第2項から第4項、第237条の3、第237条の4及び別表3の改正規定は、令和4年9月5日から施行する。

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成20年8月15日通知）

（下線部分変更）

新				旧					
別表				別表					
株式等振替制度に係る手数料表				株式等振替制度に係る手数料表					
1. (略)				1. (略)					
2. 発行者に関する手数料				2. 発行者に関する手数料					
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度利 用料	振替株 式	取扱銘柄の 発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 <u>42,400円</u>		振替制度利 用料	振替株 式	取扱銘柄の 発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 <u>42,000円</u>	
	振替投 資口 振替優 先出資		当月末までに到 来した最終の株 主確定日等（株 主確定日、投資 主確定日及び優 先出資者確定日 をいう。）に係 る総株主通知等 （総株主通知、 総投資主通知及 び総優先出資者	株主等 1人につ き 月額		当月末までに到 来した最終の株 主確定日等（株 主確定日、投資 主確定日及び優 先出資者確定日 をいう。）に係 る総株主通知等 （総株主通知、 総投資主通知及 び総優先出資者		株主等 1人につ き 月額	

			通知をいう。以下同じ。)における株主等(株主、投資主及び優先出資者をいう。以下同じ。)の数について				通知をいう。以下同じ。)における株主等(株主、投資主及び優先出資者をいう。以下同じ。)の数について	
			①2万人以下の部分	<u>3.63円</u>			①2万人以下の部分	<u>3.60円</u>
			②2万人超10万人以下の部分	<u>2.54円</u>			②2万人超10万人以下の部分	<u>2.52円</u>
			③10万人超の部分	<u>1.09円</u>			③10万人超の部分	<u>1.08円</u>
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)					(略)			
(注) 1.~11. (略)					(注) 1.~11. (略)			
3. (略)					3. (略)			

2. 附 則

この改正規定は、令和4年9月1日から施行する。

以 上